

別紙1

平成28年度栃木県主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

(とちぎ健康福祉協会)

主任更新研修受講対象者は、下記のとおりです。

なお、(1)～(4)の実績は、平成25年度～27年度(3年間)を対象とします。

(1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験が3回以上ある者

<対象となる研修>

- ・とちぎ健康福祉協会が実施する法定研修
- ・日本介護支援専門員協会、とちぎケアマネジャー協会等の職能団体が実施する研修
- ・行政機関や地域包括支援センターが主催する研修

<対象とならない研修>

- ・所属事業所や法人内部で行われる研修
- ・地域連絡会での研修

<提出するもの>※1

- ・企画の委員の名簿等、研修企画したことがわかる書類
- ・講師・ファシリテーターの依頼文のコピー又は、講師名が入っている研修案内等

(2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 ※4月から3月までを1年間とし、年4回以上の参加。実績は、いずれかの年度を記入すること。

<対象となる研修>

- ・とちぎ健康福祉協会が実施する指導者養成研修
- ・日本介護支援専門員協会、とちぎケアマネジャー協会等の職能団体が実施する研修、セミナー、研究大会
- ・行政機関及び地域包括支援センターが実施するケアマネジメントに関する研修
- ・介護、医療、福祉に係る団体が行う多職種協働、地域ケア、高齢者支援に関する研修

<対象とならないもの>

- ・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議
- ・地域で行われる事例検討会

<提出するもの>※1

- ・実施団体が発行する受講証明書等、受講を証明するもののコピー

(3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、1回以上演題発表等の経験がある者

※日本介護支援専門員協会が実施する研究大会も含む。また、当日の発表者でなくても、抄録に氏名の記載があれば可。

<提出するもの>

- ・大会プログラム及び発表抄録のコピー

(4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

<提出するもの>

- ・認定証のコピー(ただし有効期間内のものに限る)

(5) 介護支援専門員実務研修の実習指導者研修を受講し、介護支援専門員実務研修の実習指導を行った者

(※本年度の実務研修から対象となるため、本年度の該当者はありません)

重要 ※1 (1) 及び (2) の証明する書類の提出は、今年度は書類があるもののみ提出で可とします。今後、本研修を受講する際は、研修等の証明する書類の提出が必要となりますので、大切に保管するようにしてください。